

ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（1992年）翻訳（3）

著者	伊藤 宏二
雑誌名	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇
巻	71
ページ	1-22
発行年	2020-12
出版者	静岡大学学術院教育学領域
URL	http://doi.org/10.14945/00027824

ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（1992年）翻訳（3）

Translation: Johannes Burkhardt, “Der Dreißigjährige Krieg.” (3)

伊藤 宏二ⁱ

Koji ITO

（令和2年11月30日受理）

序）訳者前文

本稿は Johannes Burkhardt, *Der Dreißigjährige Krieg*. (Neue Historische Bibliothek. Frankfurt am Main 1992) より II. *Konstituierungskonflikte* の後半部分、S. 51-74 の翻訳である。同書拙訳（2）の続編である。原著の構成に従えば、前稿並びに本稿の該当する第2章においては、三十年戦争期の普遍主義的大国としてハプスブルクとフランスに加え、第三の担い手として急浮上したスウェーデンを取り上げ、それらの対抗関係から近世ヨーロッパにおける平和のかく乱が第1節で論じられる一方で、そうした普遍主義勢力に対する在地等族の抵抗もまた、平和を乱す要因となった例として第2節でネーデルラント、ベーメンが挙げられているのだが、前稿が第2章第1節の途中のフランスまでで終了したため、本稿はその続きの同節スウェーデンから始まり、2節前半のオランダまでで終了する。前稿同様中途半端な区切りとなってしまったことは、予めお詫び申し上げたい。表記法の点では、前稿同様本文中〔 〕内の表記は訳者による補足等である。また、原注の表記について、前稿では基本的に原注のまま表記したが、原著で別途文献一覧に掲げられている文献は略記されており、典拠の文献情報を正確に伝えることを怠ってしまった。本稿ではそのように略記された文献については、原著の文献一覧に記載された情報を斜体で[]内に補足したが、その際、原著で明らかな誤植が認められた場合も、特別に断ることなく正しい表記に改めている。また、本書で登場する細かな地名や人物名の中で我が国では馴染みの薄く説明があった方がよいだろうと判断したものについて、脚注に訳注として補足を充実させたが、専門的な文献等で確認できないものもあったので、その場合 wikipedia 上の英語・ドイツ語・現地語の見出しから記事を確認できた場合に内容を整理して補足させてもらった。それらは世界中誰でもアクセス可能な共有知である性格を有しながらも、各国語の記載内容には差異が見られ訳者もそれらを横断的に参考にして訳注を整理したことや、記事内容の書き換えが今後生じる可能性もあるため、典拠表記については訳者による最終確認日を断らせてもらう形で(wiki:2020.11.29)のように表記させてもらうことにした。

II. 国家建設抗争 近世国家の組織化のレベルに起因する戦争

1. 普遍帝国か個別国家か？

スウェーデン

スウェーデン史に取り組む者は、17世紀の諸大国の中でスウェーデンが追求しようとしたも

ⁱ 社会科教育系列

のは一体何だったのか、という問いからほとんど離れることができない。「それはいかにして可能だったか」という問いは、様々な装いをもって研究されており、極めて簡便な略史ですら、この「ほとんど逃れ得ない問題」のためにどこかで論じている⁷⁰。なぜスウェーデン王が三十年戦争に介入したのかという特殊ドイツ的問題は、他のヨーロッパ新教国にとっては何ら驚くようなことでもなく、スウェーデン大国時代への疑念なりが反映されたものである⁷¹。19世紀のスウェーデン史上のこの概念——stormaktstid [大国時代] ないし storhetstid [偉大な時代] ——はここで再度十分に吟味はされないが、スウェーデンが大国ハプスブルクとフランスに潜在的な普遍主義帝国として並び立っていたならば、差し当たり説明の必要性を減らすことは必ずしも適切ではないだろう。なぜなら、多目に見積もっても17世紀初頭にわずか100万人に過ぎないスウェーデンは、2千万もの人口を有するまでに発展しているフランスの大国的地位に相応するというよりはむしろドイツの大領邦国家の一つに相応しいと見なしがちだからだ。スウェーデンとは、総じて第一に中部スウェーデンのことである。古くからの文化地域である南部は依然としてデンマーク領であり、広大な北部はいまだ入植されていなかった。従属してはいるもののわずかにしか入植されていないフィンランドは、その埋め合わせにはならなかった。構造上スウェーデンはほぼ農民国家であり、著名なファールン銅山のような前衛的産業従事者は僅かに過ぎず、お雇いオランダ人重商主義者や国庫両替業者も若干存在したが、むしろ周縁的な性格のものであった。諸資源を数量化するいかなる試みも再び第一印象にたどり着く。即ち、他国〔ハプスブルクとフランス〕に比べて大国の役割を認めるにはあまりにも脆弱すぎ、華やかで強大な時代においても「貧乏国家⁷²」だった。とどのつまり、「極めて貧弱な人口と経済力」を備えた帝国であったのだ⁷³。

スウェーデンへの疑問は諸資源と成果の間のこの輝かしい矛盾をめぐって旋回し、そのようなことを達成した軍事力集積の手段と目的を探し求める。強力な王権による貴族利害の調整のような内政的要素は確かに有益ではあるが、均質的なエリートはいまだ強大な力を備えていなかった。決定的な意味を持ったのは、恐らく組織と技術の革新による効率的な軍事組織の建設であり、その費用は敵に対する戦勝と利己的な同盟者に押し付けることができたが、元手は自身にかかるものであった。しかしなぜそれ〔軍事的革新〕はまさにここ〔スウェーデン〕で築かれ、何のためにその努力が完成されたのか。スウェーデン側の古典的な解釈によると、スウェーデンの興隆は、彼らの独立が並々ならぬ危機にさらされ格別な努力と安全保障思想の確信をもたらしたことから説明され、それは文字通り防衛的とみなされていた⁷⁴。これについて、スウェーデンの強さはむしろ周辺国の弱さによるとする比較的最近の異論は、無論当を得ていない⁷⁵。政治的—防衛上の古い解釈とは全く逆に、別の研究者は、封建的な領土の獲得やバルト海商業政策などのあれこれを目的とした経済的—拡張的な目的を推察したが、しかしそこでは手段と目的との関係は議論されるに留まっている⁷⁶。両方とも多くの点で正しいかもしれないが、実際、以下のような第3の可能性も存在する。つまり、政治的拡張は〔防衛目的ではなく〕政治的—拡張的な目的を持っていた可能性である⁷⁷。しかし実際、単なる大国として数えるのではなくこの北国の普遍主義的潜在性を考慮に入れるならば、多くの点でより良い理解が可能である。というのもまず第一に、新たな期待に満ちた普遍主義への始動として、政治エリートを戦争に駆り立てる観念的エネルギーが理解できるからであり、それはスウェーデン帝国に広範に存在したことが認められる。グスタフ・アドルフの政治綱領では少なくとも国家の上位に位置づけられる4つのバルト海世界の伝統が結びつき、それらは皆一緒に国家的枠組みを

超えた要求へと誘い、それらのうちのとりわけ一つは、伝説的な絶頂期にヨーロッパの普遍主義候補生を直接競合者へと押し上げたのであった⁷⁸。しかしその全てがそれぞれの仕方です三十年戦争時やその期間を通じて掲げられたのだった。

第一の伝統は、設立都市に因んでカルマル同盟と呼ばれる、1397年のデンマーク・ノルウェー・スウェーデンの「スカンディナヴィア」大王国であり、16世紀においてもなおその維持のために格闘中であつた。イベリア半島においてカスティリヤ、アラゴン、一時的にはポルトガルも3つの王冠が一つの支配のもとに結合したように、スカンディナヴィアにおいてもかつては既にそうであつた⁷⁹。デンマークに支配された連合王国の解消は近世初期に中部スウェーデンから始まり、スウェーデンの歴史像の中でエンゲルブレクト・エンゲルブレクトソンⁱⁱ、ステン・ステューレⁱⁱⁱ、グスターヴ・ヴァーザ^{iv}のデンマーク王に対する蜂起は建国記念日とみなされた。そうはなつたものの、共通の遺産はそんなに容易く急速に分割されることも忘却されることもなかつた。北方七年戦争(1563~1570年)を表す「三王冠戦争」という古い呼称は、例えば三王冠に由来する紋章をめぐる16世紀の公法学的・外交上の論争を端的に示していることを想起させ、デンマークはそれ〔三王冠〕をカルマル連合に好戦的に追想することで洗練させたが、スウェーデンは土着高権のシンボルとして要求したのであつた⁸⁰。16・17世紀のデンマークとスウェーデンの一連の戦争は、結局のところその遺産の分配とかつて統合されていた領域における優位をめぐる問題であつた。

グスタフ・アドルフの即位に際して、この一連の戦争は1613年クネーレド^v条約によるデンマークの一時的な成功で中断し、同王の存命中は再び先端は開かれなかつた。しかしこの構造的な競合状態の結果として、三十年戦争でスカンディナヴィア両王はハプスブルクに対して協働するのではなく、交互に介入することとなつた。グスタフ・アドルフも1620年代にはハプスブルクに対する共闘を申し出ており、最初は1621年に同盟を提案したもののいつも口だけのもので、その後も1628年にシュトラールズント救援のための限定的な協力関係に留まつたのであつた⁸¹。

ⁱⁱ Engelbrekt Engelbrektsson(1390s-1436). ダーラナ出身の貴族で鉱山主。1434年に重税に耐えかねた鉱山労働者や農民に支持され、カルマル連合王エーリク・ア・ポンメルンに対する反乱を起こした。スウェーデン貴族の支持を十分得られず、1436年に暗殺された。(wiki:2020.11.29)

ⁱⁱⁱ Sten Sture(c. 1440-1503). デンマーク王クリストファー3世死後、スウェーデン王に選出されてデンマークと争ったカール8世の甥。15世紀後半のスウェーデンはカルマル連合との合同派と分離派の内乱状態にあつた。1470年にカール8世が死ぬと王国摂政に就き分離派を主導し、幾度かの戦勝を通じてカルマル連合を弱体化させスウェーデンの実質的な独立を進めた。

Nordstrom, B.J.(ed.), Dictionary of Scandinavian history, Greenwood Press 1986, p.564, Wiki:2020.11.29.

^{iv} Gustav I Vasa(c. 1494-1560). 監禁先からの逃亡中に連合王クリスチャン2世による分離派の肅清(ストックホルムの虐殺)を知りダーラナで蜂起。1523年にスウェーデン国王に選出されストックホルムに入城し、カルマル連合離脱を宣言した。上記のカール8世・ステューレ双方と近親関係にある。Nordstrom, p. 239-240. Wiki:2020.11.29.

^v Knäred. 現在のスウェーデン西南部ハッランド県(Hallands län)南部のラーホルム市(Laholm Municipality)に位置する当時の村落。1645年までデンマーク領。クネーレド条約は若い新王の即位に乗じてデンマークがカルマル地方の奪還を目指して起こしたカルマル戦争(1611-1613)の講和条約。両国の占領地の返還とともに、スウェーデン側が多額の賠償金と引き換えに、当時唯一の北海側への出入り口だったイェータ河口域とエルフスボリ要塞を買い戻した。デンマークにとってはスウェーデンに対して成功を取めた最後の戦争でもあつた。(wiki:2020.11.29)

しかし出資者であるネーデルラントとフランスは、シュレスヴィヒとホルシュタインを統治し帝国北部を勢力圏に置いていたデンマーク王クリスティアン4世を、まづもって反ハプスブルク闘争へ送り出す決定をした。〔クリスティアン4世は〕皇帝と〔カトリック〕連盟に対する軍事的敗北後、1629年にはリューベックの講和で、何とかやり過ごせたものの声望があるとはいえない形で三十年戦争から撤退した。このことは彼の北方における地位に反作用し、スウェーデンによる1630年の対帝国干渉が比較にならないほどの大成功であったことを証明することになった。しかしデンマークは帝国において共感を得ようとしてその後もスウェーデンの政策を妨害し、三十年戦争がまだ終結しないうちにスウェーデンは帝国におけるその強力な軍事的地位を利用し、デンマークに対する迅速な戦争でいまやユトランド南方から侵攻したのであった。ブレムゼブルー^{vi}条約でスウェーデンは1645年にはもう南方へと食い込んでいた。

そして三十年戦争後、カール10世はスウェーデンの成功を継続させ、南方でデンマーク領を征服^{vii}し、エーレスンド海峡におけるデンマークの独占的支配を取り除くことに成功した。これらすべてのことをどのように考えていたのかについて、たとえばはや完全には実現不可能だったにせよ、カール10世は死に際にフランス使節に心中を漏らしていた。即ち彼は、隣国デンマークを完全に解体しスウェーデンに併合する目的の半分もなしえなかったと考えていた⁸²。古の統一スカンディナヴィアの遺産をめぐって習慣となっていた分配闘争の中で、究極的には一方が全てを要求しもう一方の生存権を否認する可能性が常に存在した。16世紀にはデンマーク王にその傾向がみられたが、今や17世紀になるとスウェーデンが正真正銘スカンディナヴィアの北欧大国として進んで現れ出るようになった。ドイツのビラがグスタフ・アドルフのことを黙示録的に親しんで呼んだ「獅子(Löwe)」はヴェールに包まれて「闇の中から(aus Mitternacht)^{viii}」登場した。

スウェーデンの第二の普遍主義的伝統は「大ポーランド」王国との王朝的縁故関係に見て取れる。広大な地域をまたぐポーランドーリトアニアは、1569年^{ix}のルブリン合同以降しっかりと和合し、南東部ではウクライナまで達し、北方ではプロイセン公国への宗主権を堅持し、16世紀には依然としてクールラントとリーフラントを含めてバルト海南岸地帯ほぼ全体を手中にしていた。その文化的にも「黄金」時代の中で、この国はその没落の直前まで文字通り東ヨーロッパの、さらにラテン的キリスト教世界の方を向いた主導国だった⁸³。支配者のヤゲウォ家は指導権と統一の試みを広範に張り巡らすことでハプスブルク普遍主義の対抗馬として扱われ

^{vi} Brömsebro. 現在のスウェーデン南東部ブレーキング県(Blekinge län)東部カールスクローナ市(Karlskrona Municipality)に位置する当時の両国国境に位置する村落。1658年まではデンマーク領。ブレムゼブルー条約は両国の国境をなす小川(Brömseback)の中州で署名された。この条約でデンマークはスウェーデンにバルト海の島々(Gotland, Ösel)やいくつかのノルウェー領(Jämtland, Härjedalen)を割譲し、訳注vで述べたHallandを30年間租借(1658年正式に割譲)し、そして本文中で示唆されているようにデンマークが監督権を有していた帝国内のブレーメン・フェルデン両司教領を放棄(1648年オスナブリュック条約で帝国からスウェーデンに正式に割譲)した。(Wiki:2020.11.29)

^{vii} 訳注viとも関連し、スウェーデン本土側に残っていたデンマーク領であるブレーキング、スコーネ(Skåne)を1658年に獲得したことを指す。

^{viii} 我が国でも知られたグスタフ・アドルフの異名「北方の獅子」はドイツ語では“Der Löwe aus Mitternacht”と表現され、Mitternachtは本文中のように暗闇や真夜中を意味する他に、北方の意味も持つ。

^{ix} 原文では1669年(S.54)となっているが、明らかな誤植であり正しい年に改めて訳出した。

ていた。1572年に同家が断絶した際、ハプスブルクとフランスとロシアの支配者が後継の地位を得ようとしたが無駄に終わり、最終的に新米スウェーデンのヴァーサ王家の手に落ちた。強大な大ポーランドスウェーデン同君連合が、それどころかしばしの間「ポーランド優勢による東欧普遍帝国」⁸⁴が建設されるかに見えた。しかしここで家門統一は根本的に失敗し完全に裏返った。というのもヴァーサ家の共同王シーギスムンドはヤゲウォ家の母を持ち、最初ポーランドで王に選ばれ対抗宗教改革の代表者とみなされていたので、彼に対する様々な紛争の後、不平を抱くスウェーデン地域は最終的に彼の叔父でグスタフ・アドルフの父であるカール9世を摂政として対抗させたからであった。

起こるべくして起こった王位継承戦争の最中にカールはスウェーデンで王として認められ、グスタフ・アドルフが弟^x [カール・フィリップ] をツァーリに就けようとしてロシアに手を伸ばしていたことから、一時的ながら既に大国スウェーデンへの様相を現わしていた⁸⁵。しかしすでに弱体化した大ポーランドの一部を支配に組み込むためにバルト地方への出征へと駆り立てられたカトリックの親戚に対するスウェーデン・ヴァーサ家の王朝間競争状態からは何ももたらされなかった。1620年代にやっとならぶグスタフ・アドルフはポーランドとの闘争に政治的優位を見出し、彼が部分的な成功を収めた条約を締結して帝国に干渉した時、開戦理由としてポーランドに都合な様々な中立侵犯 [の可能性] を排除したのだった⁸⁶。北東ヨーロッパの大国における王位の正統性をめぐるいわば「内戦」から発したスウェーデン-ポーランド戦争は、超地域的な問題に関するのと同様に地域的にも適合させて、グスタフ・アドルフに対ドイツ戦争への道を開いた。スウェーデンはなるほどポーランド領を受け継ぐことはなかったが、スウェーデンの個人レッスンによって沈みゆくそのヨーロッパ的 [大国としての] 地位を受け継いだのであった。即ち、ヤゲウォ帝国のいわば機能的な後継者として、ハプスブルク普遍主義と競争していた北東ヨーロッパ帝国(Imperium)としての地位である⁸⁷。

第三の超国家的伝統は没落したハンザの「バルト海国家」としての遺産であり、そして当時の人々が当然のこととして強調していたように、この当時 [地中海と] 歴史的意義も比肩し得る内海である「第二の大海」への支配権である⁸⁸。よく知られた「バルト海の支配(Dominium maris Baltici)」は政治的都市同盟の黄金期以後、多数の沿岸諸国が高めた要求である。もしデンマークが諸海峡とともに「鍵」を所有し、その周囲に全き家の所有者であると主張し得たとすれば、スウェーデンは三十年戦争に参戦した際に、「はるかな昔から(von undencklichen Jahren her)」バルト海とその諸都市に対して保護を果たしてきたと対抗したのである⁸⁹。実際にはスウェーデン-フィンランドのバルト海的地位への利害は、16世紀後半になってやっとならぶ次第に築かれたに過ぎない。つまりバルト海のドイツ騎士団の遺領をめぐる全般的競争の中で、1561年にその対岸に初めてレヴァルとエストニアの一部を橋頭堡として確保して以降のことである⁹⁰。しかしいずれにせよ、非スカンディナヴィアのバルト海沿岸の最大の保護勢力であったポーランドが大きく前進しており、様々な出兵によってもリーフランドでその地位を駆逐することができなかった。

新たに組織化されたグスタフ・アドルフの軍事権力はにわか成功した。まずもってロシア

^x Karl Filip(1601-1622). グスタフ・アドルフの実弟でセーデルマンランド・ネルケ・ヴァルムランド(Södermanland,Närke,Värmland)公。ロシア動乱期にツァーリ候補者に名を連ねたが父王の死により母にロシア行きを反対され断念。その後グスタフ・アドルフのリヴォニア遠征に随行中戦病死した。(Wiki:2020.11.29)

に対してはスウェーデン領フィンランドとエストニアを結合させ、次いで全リーフランドを獲得し、最終的に沿岸地帯をネヴァ川からダウガヴァ川、メーメルを経てヴィスワ川の河口から河口へと西方へ広げ、新たな河川は帝国を流れていた。リガからダンツィヒに至る港町に加え、さらに跳んでシュトラールズントは、1628年に皇帝の干渉で溺れかかっていたところから根本的に救われた結果、約200年間スウェーデン領に留まるが、帝国におけるスウェーデンの最初の獲得物であり、そもそも最長となった海外の獲得物であった。同市に強制された同盟条約は、スウェーデン保護下ですべてのハンザ都市と北ドイツ帝国都市を「バルト海の安全のために」同盟に置くことを既に予見していた⁹¹。

グスタフ・アドルフがポーランドと講和し、ポーランドからプロイセンの沿岸都市をその収益と共に確保した後、次にオーデル河口に影響力を手に入れ、いまだ手付かずだったシュテツィンを確保した時、要するに国家的構成を改めて顧みない海事的な論理の中に既に存在していた。しかし若々しいバルト海国家がこの時ハプスブルク帝権が自ら主張する海に前進するのを詳しく観察し、皇帝軍司令官ヴァレンシュタインがメクレンブルク公にしてバルト海地域の大元帥に昇進させられ、それが第一にスウェーデンに向けられたわけではないとしても、艦隊の建設を始めた姿を見て取るに至った。グスタフ・アドルフが公表した戦争声明文には「バルト海に向けた將軍の途方もない称号」の授与が開戦理由の中にはっきりと掲げられ、スウェーデンのバルト海支配要求を刺激するには十分であったことが窺える⁹²。

スウェーデンの視点から見て、帝国北方領域で皇帝がさらに政治的軍事的に存在感を増すことが自身の安全利害に抵触するとしても、このことは、スウェーデンの安全利害ではなく、自らさらにいっそう強力に拡張しつつあるバルト海国家が、ハプスブルクの拡張と交差した結果、戦争に駆り立てられた、と客観的に言わねばならないだろう。そして遅くとも1631年9月のライプツィヒ近郊ライテンフェルトの大勝利の後、ほぼ確実な姿を見せ、ウクセンシェーナもこの王が引き続き、ライン、アルゴイ、ミュンヒェン、ニュルンベルクでそのバルト海的地位を守ろうとしたことを批判的に認めていた⁹³。諸都市、諸河川、諸地方を越えて食い込む海事的な普遍主義は、より多くのことについての良き予行練習でもあった。

その背後で巨大な白紙委任状となっていたのが、第四の最重要な要素であるゴート主義であった。これは未知とは言わないまでも今なお過小評価されているが、普遍主義的遺産から帝国主義を呼び覚ます可能性を含んでいた。スウェーデン王は「スウェーデン人、ゴート人、ヴァンダル人の王(Suecorum, Gothorum et Vandalorum rex)」として署名を行い、この称号はドイツでも例えば豪華な記念メダルやウェストファリア条約の序文などに散見することができるが、しかし宣伝的でグスタフ・アドルフに好都合な帝国における完全な意味での福音主義の自由の擁護者という様式化に比べて、ほとんど認知されることはなかった。詳しく言うと、北欧出身で既にかつて民族移動国家を建設していたりわけ古のゴート族を先人にして手本とみなすものであった。16世紀にヨハンネス・マグヌスその他が、旧約聖書的な世界創生に100以上のゴート諸王の系譜をしっかりと結びつけて、それを一つのまとまった歴史像へと仕上げたのだった⁹⁴。これはさらに人類の言葉をゴート起源とする理論によって学術的にも固められ、その原初の言葉はスウェーデン各地にみられるルーン文字が保証していたとみなすものであった。ヴァーサ朝の諸王はこの歴史的神話をはっきりと受け入れた。グスタフ・ヴァーサ自身「ドイツ全土とさらなる諸邦、諸国を通して」古の「帝国からここに」率いられたゴートの軍勢をその民衆に引き合わせることをスタートにしたのだった⁹⁵。その子エーリクは自らヨハンネス・マグヌス

の〔理論の〕スウェーデン〔政治〕への翻訳者となり、そのゴート諸王の系譜に従いエーリク14世を称し、至る所でゴート人が存在していた場所を外交使節を通じて問い合わせたのだった。グスタフ・アドルフと、彼の学識ある取り巻き貴族たちである、スキッテ(Skytte)と呼ばれたヨハン・シュロデルス^{xi}やヨハネス・ブレウス^{xii}、ヨハン・アドラー・サルヴィウス^{xiii}、そして王国宰相アクセル・ウクセンシェーナらの間で、スウェーデンの優位意識とゴートの模倣は、まさに統治プログラムとなった⁹⁶。その補完にウクセンシェーナはグスタフ・アドルフの娘の王位継承の学習目標として「我らはかの最良の民族であった(vij ära dedt bästa folck)」という認識を持ち出し、1626年にスウェーデンはもはや軽視されるのではなく、間もなく「地上の大国としての名を授かる」だろうという期待に耽っていた⁹⁷。

しかし古ゴートの歴史意識は国王〔グスタフ・アドルフ〕自身の中に政治的に首尾一貫してはっきりと具現された。バルト地方の沿岸で1617年に勝利を収めてからやっと実現した彼の戴冠の際、壮麗な馬上槍試合大会でグスタフ・アドルフは、かつて海を越えてヨーロッパに出兵して名を成した伝説上のゴート王ベーリクの姿で登場し、ゴートの起源と不屈に関する根本原則と共に、この歴史要求をまさにスウェーデン王国原理へと高めたのであった⁹⁸。その意図は進水式直後に沈んだ戦艦「ヴァーサ」が1961年に引き揚げられて以降、さらにはっきりとし、ゴートの戦士や旧約の登場人物、一連のローマ皇帝からなる多数の代表的な人物彫像の並びの中で王や一族の名が海を渡って運ばれているのであった⁹⁹。これを背景にすると、グスタフ・アドルフが1630年にドイツの戦場に現れる前に、スウェーデンの等族ととりわけ貴族に対して、演説の中でゴートの祖先の例を引き合いに出し、その色褪せた世界的名声が更新されねばならないとして、これまでのあらゆる戦争負担に倣って新たな努力の動機づけを求めたのは、飾り立てではなく言葉通りの意味であった。スウェーデンが、その時代に世界のほぼ全てを征服し多数の王国を屈服させて数百年間支配した古ゴートの真正なる後継者であることは、既に明らかになっていた。それゆえ王はドイツへことを運ぶ前に、人々にもう一度戦争を行わせるあり方を示したのであった¹⁰⁰。

しかしそれとともに、スウェーデンはスペイン普遍主義帝国と全く同じ優位権の要求を掲げた。というのも北方で姿を現したゴートたちは、かつてスペインで西ゴートとして受け入れら

^{xi} Johan Skytte(1577-1645). ニシェーピング(Nyköping)市長の息子として生まれ、外国の大学に9年間留学した後、仕立屋を意味する父の姓 Skräddare に因んで、そのドイツ名 Schröder のラテン名となる Schroderus を姓に用い始めた。王子時代のグスタフ・アドルフに家庭教師として仕え始め、貴族に列せられ母方に連なり断絶していた貴族 Skytte の姓を踏襲した。1622年にウプサラ大学、1632年にタルトゥ大学(Academia Gustaviana)学長に任命された他、1629年にはリヴォニア・イングリヤ・カレリアの総督に任じられている。(Wiki:2020.11.29)

^{xii} Johannes Bureus(1568-1652). ウプサラ近郊小村で教区牧師の息子として生まれた。博物学者、詩人。ルーン文字の研究者で、スウェーデン文法の父とも呼ばれる。グスタフ・アドルフの助言者としてゴート主義の主唱者の一人であった。(Wiki:2020.11.29)

^{xiii} Johan Adler Salvius(1590-1652). 父ペーデルは元々オングルマンランド地方出身の農民だったがストレングネース(Strängnäs)市公証人を務め、ヨハンもそこで生まれた。ウプサラ大学で司教に見込まれグスタフ・アドルフに紹介され、海外留学の後外交官となった。1619年に貴族に列せられ Salvius の姓を、24年には Adler の名を授かった。三十年戦争では宣戦文の起草やプロパガンダ工作含むドイツ外交で活躍し、クリスティーナ女王にも重用されウェストファリア会議では次席使節を務めた。サルヴィウスについては拙稿『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国』(九州大学出版会、2005年)はじめ訳者も度々紹介してきた。

れたからであった。そこから既に15世紀にバーゼル公会議で序列争いが発生していた。なぜならスウェーデン司教がゴートを引き合いにしてゲルマン民族の優位を主張した後で、スペイン側は彼らがむしろゴートの出自であると述べたからであった¹⁰¹。スウェーデンとスペインのゴート主義は、17世紀初頭に2つの自民族中心的普遍主義へと拡張され、スペインのそれは同時にフランスのガリア主義と対立しながら、互いに排他的に競合して並び立っていた¹⁰²。スウェーデンの介入が世人の目にスペイン普遍主義帝国に対する闘争としても現れた時、その点ではある種のイデオロギー的結果でもあったが、しかし他方ではグスタフ・アドルフが自らそれを手に入れようとした証拠や〔その試みに対する〕憂慮も存在したのだった¹⁰³。

王がライン地方に進攻してスペインの利害領域に手をかけ、スペインにも公式に宣戦すべきか否か、既に一度スウェーデン王国顧問会議で議題になったとすれば、この次元についても注視せねばならないだろう。多数派はなおも思いとどまるよう助言し、実際スウェーデンはスペインを攻撃して逆ではなく、他の諸国も王が世界支配、即ち“*imperium totius orbis*”ないし“*dominium totius orbis*”を求めてそうしていると解釈しているはずであるのは、様々な理由から明らかであるとみなしている¹⁰⁴。しかし多くの者が王にはそれができると信じ、グスタフ・アドルフの周囲では最終的に彼がドイツ帝国から、「マケドニア帝権」を成そうとしていると噂した。そのことはゴート王を新たなアレクサンドロスに置き換え、絶対的に支配された征服国家の性質を学術的に予示するに等しかった¹⁰⁵。言い回しにより、例えば最後のリュツェン会戦の際には、パウル・フレミング^{xiv}の『ドイツ語詩集(*Teutschen Poemata*)』の中の「英雄アウグスト(Held August)」を引き合いに出し、“Gust-av”といった文字の置き換えを通じて、アウグストゥスの皇帝権も想起させられたのであった¹⁰⁶。そして現に存在する皇帝権をつかむことも、グスタフ・アドルフの盟友たちのことを考えれば公然と考えることはいまだ適切ではなかったが、多数の帝国等族に期待され、サルヴィウスやスキッテらの協力者によって既に宣伝されていたことでもあった¹⁰⁷。それとぴったり合うように、スウェーデン王国宰相は既にマインツに居住し、王が成功した暁にはドイツ宰相となり、そこで選帝侯となって、リシュリューの如く努めることになったであろう¹⁰⁸。

スウェーデンがハプスブルク普遍主義と対決する時、その固有の政治目的は風変わりな二段式であり続けた。最低段階では、いずれ立ち入ることになるドイツの国制・宗教紛争において皇帝の敵を支援し、帝国等族の自由や福音主義といった言い回しを駆使したが、それを多くの者がスウェーデンの大義それ自体とみなしたか、今日なおもみなされている。バルト海沿岸でカトリックの普遍主義帝国ではなく福音主義的等族制と交わることになれば、北欧の大国としての地位の改善が権力政治上の控えめな報酬であった。その成果により引き起こされ得る段階として、大ゴート主義の衝撃に従い、ウクセンシェーナが部分的な失敗を覆い隠して伝えたように、「時代の衝動(*momenta temporum*)」にグスタフ・アドルフが決定的役割を果たすことは、それほど思いがけないことではなく、彼はそれほど実現するとは考えていなかったが¹⁰⁹、グスタフ・アドルフとその取り巻き自身が普遍主義の継承者に手を伸ばし始め、帝国においてそのための一体的な政治手段を求め始めたのであった。実際に追求された戦略は一種の対立帝国建設であったのは明らかである。それは帝国等族との双務的な同盟から成り、その中では帝国紐

^{xiv} Paul Fleming(1609-1640). 詩人、医師。ホルシュタイン公の大使に随行してロシアやペルシアを訪問し、スウェーデン領レヴァルにも滞在した。ラテン語とドイツ語で詩作り、ハンブルク商人の娘への求愛の詩や、グスタフ・アドルフに関する叙事詩を残した。(Wiki:2020.11.29)

帯を可能な限りスウェーデンへの依存で置き換えられ、スウェーデン王による占領や贈与、征服地のレーエン授与だけでなく、スウェーデンの目的に応じた既存の帝国制度の利用も実験されていたが、最終的にはグスタフ・アドルフを長とする福音主義同盟を得ようとするものであり、それは一種の福音主義的対立帝権の表明であった。この国家連合に向けて、疑似国家的に建設された1633年の南ドイツ福音主義帝国等族によるハイルブロン同盟にも端緒が見られたが、それはドイツ全体にわたって展開することを期待されて交渉がなされ、極めて広範な全権を有するスウェーデン司令部の下に置かれたのだった。しかし司令者はもはやグスタフ・アドルフではなく、アクセル・ウクセンシェーナとなっていた。

王はライン、マイン、南ドイツにおける比類ない勝利と掠奪行の後、ニュルンベルク近郊で新たに編成されたヴァレンシュタインの皇帝軍の前に立たされた。包囲と交戦、交渉が長く続いた後で、両軍は互いを排除することを試みて、ブライテンフェルト会戦の勝利でグスタフ・アドルフの栄光の年が始まったライプツィヒ平原へと進み、1632年11月にリュッツェン会戦で決着が図られた。ヴァレンシュタインは敗戦するも、グスタフ・アドルフは落命した。王は継承者として6歳の娘クリスティーナを残した。

宰相ウクセンシェーナが事業の指揮を引継ぎ、グスタフ・アドルフが多くの点で彼の助言に逆らって帝国で着手したことの政治的成果を引き出すために、1636年までドイツに滞在した¹¹⁰。その際彼は差し当たり王の政策を一貫して追求したが、福音主義諸侯同盟が最終的に失敗すると、その他の理由に加えてウクセンシェーナがリシュリューやオリヴァーレスと異なり、その名において普遍主義的声望や、ましてや福音主義皇帝候補者のドイツ的衣を着たゴート王の特別な使命感までも要求し得るような無冠の長ではもはやたり得ない状況的な欠陥を、人々は見逃すはずもなかった。

スウェーデン王国の宰相と顧問官にとって大事なことは、彼らの王が2年半にわたって追い求め、若干躊躇いながらも再び利益が表れ出したためにもう一度13年要求したことから生じた戦争の完全な「後始末」であった¹¹¹。つまり1635年以降、即ちネルトリンゲン会戦におけるスウェーデンの深刻な敗戦と、ウクセンシェーナがその皇帝の勝利を「第二のネルトリンゲン」と苦々しく呼んで嘆いた¹¹²大多数の福音主義帝国等族と皇帝とのプラハ和議以降、スウェーデンの立場は完全に変化し、いまや軍事的に弱体化した、政治的に帝国内のほとんどすべての者にとって望まれざる外国となっていた。それ以来ウクセンシェーナは最終的に北欧の一大国とバルト海の覇権の地位に引きこもり、そうでなくとも恐らく彼自身がその考えに近かったが、その立場が新たなフランスとの協働を可能にしたのだった。

ドイツ沿岸部にスウェーデンのプレゼンスを打ち立てるため、権原の体系が作成され、そのうち最重要なものが「保証(Assecuratio)」と「補償(Satisfactio)」の概念となった¹¹³。スウェーデンの「安全(Sicherheit)」はドイツの帝国等族と領邦君主が可能な限り高度な自立性を維持ないし手に入れるところにあると見なされ、それはスウェーデン貴族の自由主義的共感から発したのではなく、競合者である強力な皇帝を自身の利害領域から遠ざけておくために資するものであった。しかしスウェーデンは、帝国等族のために遂行したこの奉仕への「償い(Genugtuung)」として、「戦費の填補(Kriegskostenersatz)」を金銭と征服地の形で要求し受け取った。既に戦時中にドイツ占領地一帯でスウェーデンの行政、法、軍事組織が敷かれ、それらは彼らにとっての重要な権力要因となった¹¹⁴。最終的にバルト海領域ではオーデルからリューゲンに至るフォアポメルン全土とシュテッツィン、シュトラールズント、ヴィスマールといった一連の諸都市、

並びにエルベと北海沿岸ではブレーメンとフェルデンのかつての聖界領がスウェーデンに留まった時、スウェーデンのバルト海への拡張の流れは継続し、ポーランドとデンマークに対する成功が地理的に完成したのだった。というのも、南部ドイツの喪失後新たな総司令官ヨハン・バネールは、ブランデンブルクでのヴィットシュトック会戦の勝利以降スウェーデンの北ドイツでのプレゼンスを固めることに成功し、彼以後スウェーデン将軍らの軍事効率は一層高まったからである。

「レンナート・トーシュテンソン以後

どこでも勝利と栄光を欠くことなく

カール・グスタヴ・ウランゲルがやって来た」

グレフリンガー^{xv}の平凡な三十年戦争英雄叙事詩に書かれているように、そこでは特徴的にその最終段階までスウェーデンの戦争に特別な注意が割かれている¹¹⁵。フランスと提携して1640年代にスウェーデンは成功を収めた結果、皇帝及び戦争に関わった北ドイツ領邦はなおのこと、大抵のことは何でも受け入れる気持ちになっていた。

王の死後、スウェーデン王国顧問会議で和平派が成し得ると見なしたようなスウェーデン民族国家(Nationalstaat)にとっての荣誉ある講和は、ウクセンシェーナの方針の貫徹だけで説明できるものではない、と明言しておかねばならない。地域的に限定された北国の普遍主義という小さな解決策も、スウェーデンの戦争を継続させる補給力を解き放ったのだった。しかし結果的にスウェーデン王はその後、ヨーロッパでも帝国でもなく、北欧における首位の座のみ主張し続けた。なぜならスウェーデンはフランスと異なり、帝国に対して帝国等族としての征服地を支持したからだ。それは一方では、国家としての両国間の明確な境界を促進するには不適切で、むしろ修正主義的な紛争要因を生み出した。しかし純然たる身分秩序の受け入れは、皇帝権に手を伸ばす普遍主義に対して単なる地域大国としての地位への回帰をも意味していた¹¹⁶。最後にもう一度プラハで成功を収めたスウェーデン軍は皇帝ルドルフ2世の宝物をストックホルムに持ち運んだが、この戦利品は単に国立博物館の基礎となったに過ぎない。

17世紀にもなって形を成した新たな民族移動王の神話はその極限で、ヨーロッパ平定のために国家より優先され国家的枠組みを超えた諸伝統が克服されねばならなかったことを示した。しかし平和を阻害する普遍主義的な発作の問題が依然として18世紀初頭にも、完全に歴史の議事日程から外されていなかったことは、スウェーデン発英雄王神話の最後を飾るカール12世の遠征が教えてくれる。それにも関わらず、三十年戦争の結果としてヨーロッパの北方と南方における普遍主義の原則的な局地化は、諸国家が共存する世界を承認するための歴史的学習過程の第一歩であった。

^{xv} Georg Greflinger(c.1620-77). 詩人・作家。レーゲンスブルクに生まれ、主にハンブルクで活動した。Norddeutscher Mercurius という新聞の編集も行ってた。(wiki:2020.11.29.) 本文中の著作は原注115にあるように1657年に刊行(1983年に復刊)された。

2. 諸身分か諸国家か

研究史上長らく絶対主義国家形成の克服されるべき障害として論じられてきた政治的諸身分〔以下、等族と訳す〕代表制は、しばらく前から歴史家の評価が高まっている。そのことは、民主主義的—自由主義的な歴史的伝統の追究によって諸侯の宮廷と比べればむしろ好ましく、代表制的協議委員会や臣民の代表にとって変更可能なラントシャフト体制は他の何物にも代えがたいと見なされたことと関係しているかもしれない¹。しかし他方では、等族がしばしば迅速に絶対主義を認めることで近世の国家形成にまさに貢献したことに惹きつけられている²。なぜなら近代国家に向けてより多くを求める財政・行政・軍事・教派の政治的推進力が、その遂行や完成のために至る所で等族を利用し、それどころか時には領邦君主と協力し、時には敵対的に競合しながら、彼らの中から発したのであった。

三十年戦争のはるか前にブリュッセルで処刑が始まった。そして三十年戦争の第一段階は再びプラハの処刑で終結した。その間に、いわば普遍主義的遺産をめぐる闘争に関する歴史的反問を意味する問題が構築された。即ち、等族も国家を建設し得るのかどうかという問いであった。

二つの実験が帝国の周縁部で行われ、両者ともハプスブルク普遍帝国に対して向けられた。ネーデルラントは、カール5世の相続分割後国家的結合を緩めて支配を受け継いでいたスペイン系に対する建国戦争を行ったが、ベーメンはオーストリア系、即ちベーメン王として領邦君主権を主張する皇帝に対して行った。しかし両者の試みの出口は全く正反対に置かれた。というのも一方の処刑は後に成功を収めた反乱の端緒となったが、もう片方ではそれが失敗に終わった終着点となったからである。それらの事件に関する記録はいずれにせよ三十年戦争が解き放った問題を暴露している。

ネーデルラント

印刷史の初期に商業通信を通じて共同で作られたニュース集であるいわゆるフッガー新聞は、1568年にブリュッセルで生じたスペイン特命全権アルバ公によるエフモント伯とホールネ伯の処刑について詳しく報じている。高位のラント貴族の代表であると同時に不穏な州の国王代官であった両貴族は貴族の共同謀議を助長した共犯者とみなされ、差し当たりアルバ公の軍隊派遣により鎮圧されることとなった。数か月来囚われのエフモントがブリュッセルへ移送された時、彼は楽観的で「アルバ公は私を赦免するしかなく、今晚妻子とともに夕食をとることができよう」と語っていた。それに代わって彼が死刑判決を聞いた時、「彼が主君に対して試み、行い、招いたことが彼を恩寵深きところから引き離れたかもしれない、彼が行った奉仕と引き換えにその命を赦したまえ」と懇願させたのであった。この奉仕とは騎兵指揮官としてフランスに対して2度にわたって戦勝を収めたことで、事実少なからぬものだったので、等族も彼を保護しようとし、ヨーロッパ高位貴族の半数が同輩等族に有利になるよう干渉したのだった。それどころかエフモントは、記事によれば将来伯としてではなく、囚われの「哀れな貴族(armed Edelmännchen)」として生きたいと申し出ており、身分を意識した時代においては強力な恭順の意思表示であるといえた。しかしアルバ公は王の名の下で即座に判決を執行することに拘り、近世的な「恐怖の劇場(Theater der Schreckens; van Dülmen)」がそのまま開催された。即ち、当地の人がシャフォット(Schaffott)と呼んだ中央広場に高く盛られた舞台の上で、このように高貴な身分の場合は司教が務め

る聴罪司祭とともに、着衣に至る細目まで詳細に取り決められた儀式が執り行われたのだった。

しかしながらこの記録によるとエフモントの他の振舞いにはやや思いがけないものがある。「彼はマントを肩の上にかけて両手を胸で交差させていた。彼はかつて議場でそうしていたように、誇らしげな顔つきで行儀よく進み出た。彼は全く恐れを知らなかったが、悲しげな表情で憂鬱そうであった。彼は肩にかけたマントを口の前でつかみ、周囲を見渡した。これに続き彼はマントを脱ぎ棄て、死ぬ用意をし自ら衣服を脱ごうとした。しかし進行役が彼に語り掛けた。『卿よ、慌てずによく考えてみよ。時が稼げれば許されるはずだ。』それを受けて彼は再びマントを肩の上にかかけ、何かを語るでもなく、再度周囲を見渡した。マントの下から右手だけを差し出し、それを鋭くじっと見つめた。それゆえイーペル司教が彼に次のように語り掛けた。『卿よ、いまや俗世のことを気にかけるのでなく、魂の救済について考えなさい。』それを受け彼は、『妻子のことを思うことは魂の救済を妨げるのか』と問い返した。司教が答えて言うには『いいえ、主が磔にかけられ我ら全ての罪を贖った時、ヨハネに母のことを託しました。』それに対して伯は『ならば我が心を煩わせ、良心を悩ますことは何もない』と返答した。この言葉と共に彼は帽子を下に置き、自らマントと夜着を身に着けた。進行役が再び彼に慌てないよう尋ねた。伯は死ななければならぬならばそうしようと返答した³。」

エフモントの斬首時に明らかに避けられていたことがこの叙述の後に続くホールネ伯には見られる。即ち、[ホールネ] 伯は帽子を脱ぎ、スペイン人に挨拶を交わし、シャフォットから下に向かって次のように釈明したと書かれている。「王に刃向い、良き奉仕ができなかったことは残念であったと。彼は主君とかつて傷つけた者へ赦しを請うた⁴。」しかしこの記録のエフモントは、何度か間接的に鼓舞され、あからさまに沈黙し、その身振りが現在も描写されるように彼の指の爪をじっと見つめたとされ、このような公然たる罪の告白は避けられ、それどころか司教による慣例的な精神的介入が宗教上の重しとなった無罪の宣言とは全く逆さまになっているのである。その際、数百年経っても当惑させられるようなこの人間的な極限状態にある犠牲者の振舞いがどの程度確実に再現されているのかがここで問題になるのではなく——仮にエフモントについて既にドイツ古典によってもたらされ、超越された人物像が問題となるのではなくとも⁵——、そのような死の様式化によって当時政治的に表明されたことが問題となるのであった。

舞台は明らかに歴史の移行局面に移った。旧ヨーロッパの支配の二重構造に従い、国王や皇帝に至るまでの領邦君主は、たいていの場合ラントの代表者でもあり支配権の社团的分有者とみなされた政治的な特権を有する土地保有貴族と聖職者、諸都市の代表からなる等族とともに統治した。二元主義的な合意支配について語られるが、ラント会議や顧問委員会での合意の探求は常に争いに満ちたものでもあった。しかしながら固有の権利より発した2つの合法的な権力間の租税や法令、16世紀以降は宗教をめぐる争いは、軍事的手段を投入してもそれ自体はじめから不法とはみなされなかった。等族は勝てる時は協定の形で彼らの意思を領邦君主によく強要したし、領邦君主は屈服した等族を普通は恩赦の形で再度受入れ、何でも平和的に恩赦や忘却で装って自らの意思を貫徹したのだった——恩赦(amnestia)と忘却(oblivio)は国際法的な概念であり、特徴的なことに双務的な等族契約に由来している。どちらの場合でも二元主義的共同体はそのようなものとして疑われることがな

かった。高級貴族エリートの一員であるエフモントの楽観主義的な期待に満ちた行動は、中央による信仰政治上及び行政上の権限拡大に対して強力に発揮されたが無駄に終わり、根本的な力を持った唯一の戦術であったにもかかわらずスペイン王に対するラントの原則的な忠誠を決して疑問視しようとするものではなかったが、それは個人的な無実の証明によってのみならず、こうした古きモデルによって決定づけられたものであった。しかしこのラントの代表に恩赦がもたらされなかった時、その後別の記録によると、エフモントはシャフォットの上で別の法的基盤に立つ罪の承認に手を出すかどうか再度尋ねられ拒絶したようである。

というのもローマ法の浸透により促進され絶対主義が絶頂を迎えることで、新たな一元主義的な理念に従い、あらゆる政治的行動単位の中で固有の権利より発した究極の権力のみが存在し得たからであった。それとともに 2 つの権力間のいかなる紛争も原則的な次元を備えた。領邦君主が勝利すると、いまや結果はしばしば補完的権力の担い手の法の形をとったあからさまな排除であり、彼らの行為は不法な抵抗、反乱、国家反逆、不敬罪とされ、犯罪行為とみなされた。スペイン初期絶対主義の時代に帝国等族やその他の社团的な不可侵特権を無視した特別裁判権が導入され、それはラントの抵抗に対して忠実な高級貴族の抵抗も含めて不敬を宣告し、集権国家的な近代化を試みることを望んで、二人の伯と並んで数千もの命を犠牲にしたのだった。

ホールネ伯と異なりエフモント伯は当初法廷の正当性に異議を唱え、次に新たな法の前で恩赦を得ようとし、フッガー新聞を証拠とするなら、最終的に勝者による法解釈と受け止められるもの全てを避けたのだった。しかしこの不受容は、支配権力の過ぎたる要求による根本的な忠誠危機に陥った諸州の態度であることが間もなく判明した。しかしながら、二元主義的合意の浸食の後、等族が勝利したら何が起こるのであろうか。

ネーデルラントは事実この新しい歴史の最初の例となり——スイス誓約同盟は理想的な手本としての役割は果たしたが、その成立期の前近代の特徴の枠内に留まり続けた——、そこでは本来補完的な等族の権利が独立し、それ自体近代的に国家化したのであった。確かに諸州は共和制に向かってそれほど思い切ったかじ取りを取らず、スペイン王との不和の後まずは君主制の試みに向かった。スペイン時代から続いていた数州に対する総督職は三世代にわたりオランジェーナッサウ家の手に留まった上、多かれ少なかれ実効的な君主制的国制要素とみなされてもよかった。ある専門家は、「反乱の国制上の重要性は、まさしく共和制か君主制かの問題にはそれほど置かれておらず、恐らくは等族権限の範囲の中に置かれていたであろう⁶」と指摘している。しかしそれは拡大されただけでなく、政治行為の担い手並びにあらゆる国家性の基礎として、完全に発展するための動力となった。「身分(Stand)」と「国家(Staat)」の間の言語関係が、この国におけるように、共通の語源「地位(Status)」から明らかになったものは他のどこにも存在せず、その等族総会(Generalstände)が諸国家総会^{xvi}(Generalstaaten)として国際法的な主体となり、「結盟したネーデルラントの国家総会(De Staten general vande gheueierrde Nederlanden)」と自称したのだった。そのような等族国家は、ある者が進歩的な発展の機会を強調する一方で⁷、むしろ旧き法的な「中世的」過去に基づけられていると考える場合、それはもはや補完的ではなく自律的な等族国家が問題とな

^{xvi} 以後、一般的に定着している「オランダ議会」と訳す。

る、実際に近代的な転換点であった。理論的にいまやホラントの諸大学で洗練された抵抗学説は、旧支配の二元主義を等族に有利となる紛争事例の中で分析し、実際に等族権力の勝利はまもなくホラントの例をさらに飛び越え、イングランドにおけるように王の有罪判決と死刑執行で終わることになる。支配の二元主義の一元主義的権力への解消は、等族による国家独占をも残したといえる。ネーデルラントの共和主義的思想のクライマックスとして、実際ディルク・グラスヴィンケル^{xvii}は貴族制の一寡頭制的等族国家として完全なる不可分の権力を——それについて絶対主義の理論家トーマス・ホブズを引用しながら——要求した⁸。

ネーデルラントには当然ながら等族の権利以外の争点や利害も存在した。スペインのトリエンテの対抗宗教改革と戦闘的カルヴァン主義の間の信仰上の闘争が全てに先立ち、要するに決定的な時期に急進的な両極しか存在しなかったということであった⁹。それら〔互いにとっての他者〕をどのように扱うかといった政治的—法的問題はさらに重要であった。プロテスタントの北部とカトリックの南部の信仰的なある種の耕地整理は政治的な発展の原因というよりは結果である。アムステルダムには商業利害があったが、スペインに戻るようになるアントワープも同様であり、ようやく建設されることになるオランダ〔海上帝国〕よりもスペイン普遍帝国の方がなぜより劣悪な取引になるのか理解することができなかった。新たな商業資本家層の端緒もあったが¹⁰、政治的な決定権を持つエリートは都市では「門閥家門(Regentenfamilien)」の都市貴族的官僚層であった¹¹。反乱の担い手は高級貴族から貴族を経て多くの市民階層へ移っていったとしても、社会的にあらゆる陣営のあらゆる層が支持していた¹²。しかし中央政府の行政的な要求の高まりに対する地域的な自律意識は担い手や内容的充足に左右されず、その中に多くの歴史家が「17世紀の危機」を一般に見て取る紛争状況は、オランダの場合確かに等族によって政治的に代表された根源闘争であった。1581年にスペインと南部諸州から分離し結束した北部7州は自ら互いに連邦的体制を結成し、その体制は州の等族の個別的な権力に対する主権的な要求に基づいていた¹³。

領邦君主への補完性によって規定された等族が絶対的となり国家的基礎となるのに成功するにはどのように可能であったのだろうか。最小の政治単位から下から上に向かって建設された国家はいかにして普遍主義帝国に対して勝利を収め、ヨーロッパに自身の地位を主張し得たのだろうか。

それほど容易なことではなく、国土の分割ととりわけ80年の戦争の犠牲の末に成し遂げられたことであった。周囲が水で守られた地理的に有利な状況と小規模ではあるが人口密度、土地生産性、産業力、商業力、財政力が発展した国家資源ですら、彼らがそうした有利な諸条件を軍事的に組み替えなければ、独立派が集まった北部諸州に益することはなかったであろう。16世紀末に最大で最も実用的だったスペイン—フランドルの軍事力による絶え間ない脅威に対して、まさにこの地における等族総会が主導的、革新的となり、歴史上オランイエ軍隊改革として知られた軍備形式の質的改良が実践されたのだった。とりわけ三十年戦争初期段階までホラントとその他4州の統帥権を持つ総督であったオランイエ公マウリッツは、同じく軍事的利害を持つナッサウの親戚と共に新たな軍制を組織化し、

^{xvii} Dirk Graswinckel(1600-1666). デルフトで生まれレイデン大学で学んだオランダの法学者で海洋自由論者。グロティウスの縁者で門下でもあった。トマス・ア・ケンピス(Thomas à Kempis: c.1380-1471)の翻訳でも知られている。(Wiki:2020.11.29)

二つの点で世界史的な結果を生んだ。即ち、本来の軍事行動以外の場合も軍隊に定期的に給与を支払うことで、近代の常備軍の手本となったこと、そして特別な鍛錬演習に充てた休息期間の利用——とりわけ号令に従う教練——を通じて、組織的な火器の使用に適った近代的な戦争像の基礎も置かれたのであった。

その際、オランジェの改革者たちはローマ時代の軍事作家からインスピレーションを得たので——最初オランダ語に翻訳されたラテン語の命令用語や、古代と近代に主流だった歩兵の行軍技術の細目に至るまで——、要するに全体的に見て後期ルネサンス的現象であった¹⁴。大本となる観念的な背景は、ネーデルラントの文献学者で国家理論家ユストゥス・リプシウス(Justus Lipsius)によって明確に述べられており、彼は「安定(constantia)」という不変の政治的な核心的徳を追究して「規律(disciplina)」を発見し¹⁵、それは政治領域と同様軍事領域の上にも張り巡らされるものであった。「集中的な規律化手術によってその権力の独占達成と、この目的のために最重要な権力手段として従順な「常備軍(miles perpetuus)」を創設することに着手したある国家権力は、リプシウスの如き新ストア派によってローマ的規律思考の再生を呼び覚まさねばならない!¹⁶」この言葉によってヴォルフガング・ラインハルトはネーデルラントに目を向け、機能的に国家に向かった近世の社会的規律化をめぐる精神史的な根本論争を強調し、ここでは高級貴族にその組織化が委託されたにもかかわらず、等族制を根本とする国家が重要であったことに留意し続けたのであった。典型的な近代軍、いや、完全な近代国家形成のために重要な政治的—軍事的規律化の動向は、つまり普遍主義列強や来るべき絶対王政において最初に現れたのではなく、その生存のために戦った等族国家に現れ、この点で古代的ではなく近代的に突出していた。これは等族による国家統制能力の極めて印象深い証拠であり、——何らかの軍事的細目が実際にはどれほど新しく効果的だったのかというような本質を無視した議論は別として——死守(Durchhalten)、転回(Wende)、反撃(Gegenoffensive)などはこの長く繰り返し再開した戦争で可能となった。次のように言うこともできるだろう。歴史の傾向は主権国家にしか合法的な戦争を認めない方に進んだと¹⁷。80年間戦争を遂行した等族は、紛れもなく一国家であるに違いなかった。

そこで当然問題となりうるのは、まさに最有力のホラント州で外務大臣の機能に立ち入ってまで政策の指揮を執っていたアムステルダム法律顧問(raadpensionaris)ヨハン・ファン・オルデンバルネフェルト^{xviii}による交渉で達せられた1609年の休戦によって既にこの立場に達していたかどうかということである。イングランドやフランス、その他の国々がすでにハプスブルクに対抗する反乱等族と躊躇なく条約を結んだ後、諸国は当時ヨーロッパ中に設置していた常設公使館をオランダ議会(Generalstaaten)に拠げ、ネーデルラントの外交価値を極めて高めたのだった。実際、1621年から48年までの独立戦争の最終段階は、今日ではむしろ「二国間」戦争ないし「大国」の抗争とみなされている¹⁸。蜂起、反乱、

^{xviii} Johan van Oldenbarnevelt(1547-1619). オランダ建国功労者の一人。ユトレヒト近郊アメルスフォート市民の生まれ。ハイデルベルク留学中にカルヴァン派に改宗した。反乱の中でウィレム1世の信任を得てホラント州法律顧問の資格を得た。エリザベスを説得して寵臣ロバート・ダドリーの援軍派遣に成功した他、東インド会社(VOC)設立などに貢献した。スペインと12年の休戦を主導したことが反対派との確執を招き、アルミニウス派とホルマルス派の教派對立の中で政敵とみなされてマウリッツに排除された。(Wiki:2020.11.29)

暴動、革命、三十年戦争での自由の戦いについて語ることはもはや意味がないということは確かに正しい。にもかかわらず、もしそれを国家建設戦争と理解するならば、全プロセスはいまだ完結していなかった。というのも期限付きの休戦の中でスペインは北部ネーデルラントに暫定的な独立しか認めず、その道が最終的なものになることはあってはならなかった。正式な和平条約を結ぶまで、ここには将来戦争の女神に見放された場合に他国が黙っているはずがない生存の危機が横たわっていた。その上法的には依然として帝国の紐帯に属し北ドイツ諸領邦と実際に接合していた諸州の将来の地位はいまだはっきりとせず、16世紀の支配的紐帯と統合の下で一体化されその統一がいまだ最終的に放棄されていなかった〔北部〕独立州と〔南部〕スペイン州の間の何度か変更された国境画定も、オランダ議会が一般的国土を獲得してその最終的な姿を手に入れるまでは、いまだに自由であった。しかし他の場所では来るべき国家はバルト海、地中海、海外で勢力を伸ばし、かつての母国を私掠戦で苦境に陥れ、まるでスペインから普遍的な地位を奪おうとしたかのように、自ら帝國的な特徴を發展させたのであった¹⁹。ヨーロッパではネーデルラント問題は三十年戦争の陣営形成を分ける中間点となり、オランダ議会自体も2度ほど反スペイン陣営の中心に躍り出たのであった²⁰。国家が安定せず、依然として従属國的に安全を欠くと同時に、超国家的な潜在的競争力が存在して連動したため、オランダの側からもスペインとの戦争を新たに求めて駆り立てる源泉となったのだった。両陣営がその和平相手を排除した後、オランダ議会では、外交と教派政策の緩和を一致させることで嫌疑をかけられた功労者オルデンバルネフェルトの法的にほとんど理解できない処刑によって、ネーデルラント国家建設戦争の最終段階が始まったが、それは12年の休戦の後に上昇と独立の段階を目指して国際法的な等族国家の創設を確定し、三十年戦争と広範に重なったのであった。

ドイツ史の点からみると、とりわけ皇帝に反してオランダ議会を間接的に支援することは、大抵の場合、いかなる行動もスペインの主敵を同盟者として支えているものとみなされた。1621年に休戦が満期を迎えると時を同じくしてベーメン王に挫折したプファルツ選帝侯はオランダに亡命し、あるピラが嘲弄したようにそこでニシンを見つけるためではなく、信仰を同じくする反ハプスブルク派の人たちと選帝侯領の回復について合意しようとしたのだった。ハーグでは反ハプスブルクの糸が交わり合い、ここで〔三十年戦争の第1期に当たる〕ベーメン―プファルツ戦争の初期段階が〔同第2期の〕デンマーク戦争の章と結びついた。1625年のハーグ協定は、ネーデルラント連邦とイングランドが月々ほぼ15万ターラーの戦費を、デンマーク王が戦争を請け負うことを承認した²¹。広く成功を収めたスウェーデン王による介入の継続は、軍事技術のノウハウを伝達することにも役に立った——それどころか恐らくはオランジェ軍隊改革の最大の成果であった。直接の戦闘行為の点では、1625年のスペインの大勝は脅威となったが、帝国へ広く前線を展開することで受け流された。1628年のスペイン銀輸送船団の拿捕はハプスブルク家全体の戦時財政に手痛い結果となり、1639年には再度破壊的な海戦の勝利が続いて、全体的な成功にとって決定的な貢献となった²²。さらに三十年戦争の前に進み出たフランスとの協働の結果、スペイン領ネーデルラントの将来の道は再び未解決になったように見えた。ある程度の歴史的な期間に新たな蜂起、結合或いは第2の独立国家が可能性の範囲内に持ち込まれた後、フランスとネーデルラントの間で南部諸州の分割に向かって進み始めた。しかし両陣営は注意深く見るとこの目論見は互いにとって脅威の隣国となることに驚愕し、結局は少なからぬ国

境修正をよしとすることになった。特にオランダ議会は、既に戦争末期に、南部でいまやそこまで歓迎されぬ存在ではなくなったスペイン支配との予想より早い講和締結を目に見えて容易にした、極めて強大に成長したフランスを紛れもない障害と考えるようになっていた²³。

ミュンスターの和平交渉でスペインとオランダ議会は興隆中のフランスに対する共通の利害を見出し、1648年初頭に単独講和を締結した。ネーデルラント等族は主戦派のオランイエ家に対してそれを強要し、ネーデルラント連邦共和国はその後まる一世代にわたってオランイエ家が責務として果たしてきた総督及び軍事専門家としての奉仕を手放すことになった。大きく成長したネーデルラント連邦はこの講和条約でスペイン王からあらゆる形で——大がかりな形式で鐘やテデウム、トランペットの音、太鼓と音と花火、祝宴や民間祭においても——主権国家として承認された。ヘラルド・テル・ボルフ^{xix}によるミュンスターの平和の間の祝宴場面の壮麗な油絵はヨーロッパ絵画の代表作の一つであり、和解、抱擁、和睦の接吻はビラによって選別されて最終的に大衆化した。即ち、

スペイン人はネーデルラント人に口づけし(Spanje kust de Nederlanden)

ネーデルラントはスペインの口のの上にある (nederlandt op Spanjes mondt.)²⁴。

この中心的な闘争が少なからぬ注目を浴びて取り除かれた後、さらに同じ年に大部分の戦争当事者による講和締結が続いた。ネーデルラント連邦の帝国並びにドイツ用件からの最終的な除外が両条約によって保証され^{xx}、等族国家の創設は完結したのであった。

にもかかわらず、この成功の歴史においてさえなお、制限が必要である。確かに形式の整った和解と承認の後、ネーデルラントとスペインの間で平和的な国家共存を邪魔するものはもはや何もなかったが、しかしいまや古き友との紛争が満ち足りた国の平和な未来にとって障害となっていた。普遍主義帝国に対する闘争から海運国家イングランドに対する帝国主義的闘争が取って代わり、さらにその後、とりわけ覇権国家フランスに対する闘争が続いたのであった。もしルイ 14 世が多大な「恩恵」を注いだオランダ議会の「振舞い」

^{xix} Gerard Ter Borch(1617-1681). オフファーアイセルの生まれの画家。ウェストファリア会議におけるオランダ使節の一人アドリアーン・パウヴ(Adriaan Pauw: 1585-1653)がパトロンとなったため、会議に随行してその様子や人物を描いた絵画を残した。本文中に言及された有名な絵画は現在ロンドンのナショナルギャラリーに保管されている。当時としては進行中の出来事をリアルに描く絵は珍しく、後世の画家に影響を与えることになった。彼は会議中にスペイン使節ペニャランダ(Peñaranda: c.1596-1676)伯に雇われ、後にフェリペ 4 世に招聘されることになった。Derek Croxton and Anuschka Tischer, *The Peace of Westphalia. A Historical Dictionary*, Greenwood Press 2002, p.290. ただし同書の該当頁におけるボルフの説明では、件の絵画がスウェーデン使節との宣誓と説明されており、明らかな誤植である。

^{xx} ヴェストファーレン両条約の中でオランダの独立を明言する条項はなく、この部分に関しては「神話」的に無批判に受け入れられてきた評価を前提に述べられていると考えられる。実際、Croxton&Tischer, p.309 には、IPM でスペイン領とオランダが該当するブルグント帝国クライスの講和からの除外が含まれているものの、帝国成員であることは明白に確認されており、スペインがオランダへの支配権を放棄したミュンスター条約を帝国は批准しなかったことから、皇帝はスペイン並びにオランダに対して 18 世紀まで封主権を主張し続け、実態は別としても法的にはオランダの帝国からの分離が公的には存在しなかったことが指摘されている。

に「不快」を表明したような 1672 年の宣戦布告文を読んだのであれば、絶対主義的支配者が隣国を自ら罰した等族と同一視し、その戦争をアルバ公による一種の討伐軍——むしろそれは失敗したのであるが——のように見なしていると思うだろう²⁵。国家関係の国際化は歴史の趨勢であったが、しかしかつての普遍主義諸国の発作によって平和が危険にさらされることと並んで、抑圧されやすい等族国家もまた、生成期のヨーロッパ諸国家体系に安定を損なわせる一定の危険をもたらしていたのであった。

原注

⁷⁰ Zitate S. Lundkvist, in: H. U. Rudolf Hg., *Der Dreißigjährige Krieg*, Darmstadt 1977, 298, und Anderson/Weibull [*Schwedische Geschichte im Abriß*, Hg. *Schwedisches Institut, Stockholm 1981*], 17.

⁷¹ Vgl. zum Begriff Zernack, Schweden [*als europäische Großmacht der Frühen Neuzeit*, in: *HZ 232, v1981, 327-57*], 328.

⁷² Vgl. Lundkvist [*The Experience of Empire. Sweden as a Great Power*, in: *M. Roberts Hg., Swedens Age of Greatness 1632-1718, London 1973, 20-57*], 56, und im selben Sammelbd. S. -E. Åström, *The Swedish Economy and Sweden's Role as a Great Power*, 73.

⁷³ Zernack, Schweden, 339.

⁷⁴ ロバーツによる定評ある研究史論を参照せよ。Roberts, [*M., The Swedish Imperial Experience, 1560-1718, Cambridge 1979.*]1-43.

⁷⁵ Lundkvist, *Experience of Empire*, 57.

⁷⁶ Vgl. Kritisch Roberts, ebd.; Zernack [*K., Das Zeitalter der Nordischen Kriege von 1558 bis 1809 als frühneuzeitliche Geschichtsepoche*, in: *ZHF I, 1974, 55-79*], 66, sowie unten III. 2.

⁷⁷ それどころかツェルナックにとっては「スウェーデンの大国ジレンマはいわば外交政策上免れ得ない優先事項である。」(Zernack, Schweden, 351)

⁷⁸ Zernack, Schweden, 327. これ〔本文〕と反対に彼〔ツェルナック〕の提起している諸構造においては「むしろ反普遍主義的帝権から」出発しているのだが、しかし内部構造の点と少なくともゴート主義に関しては、グローバルな緊張の中でも私〔著者：ブルクハルト〕にはこの北欧国家が他の普遍主義列強〔ハプスブルクとフランス〕に比肩し得るように見える。 .

⁷⁹ このパラレル性について既に注意深く明らかにしたものとして、H. Delbrück, *Geschichte der Kriegskunst*, Bd. 4, Berlin 1920, 199.

⁸⁰ 論争に関しては、Rorerts [*The Early Vasas. A History of Sweden 1523-1611, Cambridge 1986*], 152 参照、Andersson, [*Schwedische Geschichte, München 1950*], 185 では過小評価されている。

⁸¹ Roberts [*Gustavus Adolphus and the Rise of Sweden, London 1973*], 55f., 69-71.

⁸² Andersson, *Schwedische Geschichte*, 249.

⁸³ 背景については以下を参照せよ。Engel [J., *Von der spätmittelalterlichen respublica christiana zum Mächteeuropa der Neuzeit*, in: *Handbuch der Europäischen Geschichte*, Hg. T. Schieder, Bd. 3, Stuttgart 1971, 1-443], 230-40 u. 324-34, und Zernack.

⁸⁴ Zernack, Schweden, 336.

⁸⁵ Vgl. Andersson, Schwedische Geschichte, 201.

⁸⁶ Ursachen daher der Durchleuchtigste u. Großmächtigste Fürst u. Herr, Herr Gustavus Adolphus... gezwungen worden, mit dem Kriegsvolck in Deutschland überzusetzen u. zu verrucken [かくも高貴にしていとも強大なる君主にして支配者グスタフ・アドルフが軍隊と共にドイツへと渡り動くことを強いられたその理由], Stralsund 1630, 4-6. Auch bei Goetze [S., *Die Politik des schwedischen Reichskanzlers Axel Oxenstierna gegenüber Kaiser und Reich*, Kiel 1971], Anh. II.

⁸⁷ 刺激的だが誇張されたエンゲルの解釈(Engel, 553)を参照せよ。即ち、スウェーデンのハプスブルクに対する役割はポーランドの権力失墜の埋め合わせとしてフランスによって「付与されたに過ぎない」、とされる。

⁸⁸ Zernack, Zeitalter, 58.

⁸⁹ Zitate Goetze 31 und 30 (= Ursachen, 7; ebd., 35).

⁹⁰ Vgl. K. Kumlien, Schweden als Ostseemacht, in: *Der Ostseeraum im Blickfeld der deutschen Geschichte*, Köln 1970, 108-18.

⁹¹ Vgl. H. Langer, Stralsund 1600-1630. Eine Hansestadt in der Krise u. im europäischen Konflikt, Weimar 1970, 245.

⁹² Ursachen, 6. Bei Goetze, 352. Der genaue Titel lautete: *Generalissimus utriusque maris Baltici et Septentrionalis*.

⁹³ Vgl. ebd., 60.

⁹⁴ Johannes Magnus, *Historia de omnibus gothorum sveonumque regibus*, Rom 1554, bzw. ders., *Historia de gentibus septentrionalis*, Basel 1558.

⁹⁵ Zitat bei Andersson, 183. Vgl. ebd., 14 u. 220.

⁹⁶ Vgl. Roberts, Vasas, 201, 469.

⁹⁷ Zitate, bei Goetze, 23, 25.

⁹⁸ Vgl. Barudio, *Gustav Adolf [der Große, Frankfurt 1982, Tb. 1985]*, 28.

⁹⁹ H. Soop, *Kriegsschiff Wasa. Skulpturen*, Stockholm 1979, u. F. Berner, *Gustav Adolf*, Stuttgart 1982, 8-20. [後者は] 専門的歴史研究ではないが、同様にスウェーデンを熟知しているのでバルディオの相対化に役立つ伝記であり、この本の手ごろな導入にこの船〔ヴァーサ号〕を取り上げている。

¹⁰⁰ Vgl. die Rede in: *Konung Gustav II. Adolfs Skrifter*, Hg. C. G. Styffe, Stockholm 1861, 628-33, engl. Üb. bei M. Roberts Hg., *Sweden as a Great Power*, London 1968, 15.

¹⁰¹ Vgl. C. Weibull, *Goternas utvandring från Sverige*, in: *Scandia* 1957, Nr. 23, und Barudio, 29.

¹⁰² Vgl. D. de Saavedra Fajardo, *Gorona Gótica, castellana y austriaca*, SW, Hg. A. Gonzales Palencia, Madrid 1946, und dazu R. Menéndez Pidal, *Los Godos [y la epopeya Española, Madrid 1969.]*

¹⁰³ Vgl. Bosbach, *Monarchia*, 87 und den Diskussionsbericht in K. Repgen Hg., *Krieg u. Politik*, München 1988, 330. Zum Hintergrund auch: L. Gustafsson, *Virtus politica, Politisk etik och nationellt svärmeri i den tidigare stormaktstidens litteratur*, Uppsala 1956.

¹⁰⁴ Svenska Riksrådets Protokoll, A. N. Kullberg u. S. Bergh Hg., Stockholm 1878-1912, Bd. 2, 147 (12. Mai 1632). Vgl. dazu Goetze, 87, und mit etwas apologetischen Distinktionen; Barudio, *Gustav Adolf*, 529, 538.

¹⁰⁵ Svenska Riksrådets Protokoll, Bd. 2, 298 (11. Nov. 1625 rückblickend), Vgl. Goetze, 86-89.

¹⁰⁶ P. Fleming, *Teutsche Poemata*, Lübeck 1642, ND Hildesheim 1969, 293 (Erstdruck 1633), vgl. ders., *Deutsche Geschichte*, Hg. J. M. Lappenberg, Stuttgart 1865, ND Darmstadt 1965, Bd. I, 230; Bd. 2, 731.

¹⁰⁷ Vgl. Roberts, *Gustavus*, Bd. 2, 672.

¹⁰⁸ Roberts, *Experience*, 21; Goetze, 111.

¹⁰⁹ しばしば引用されるこの一節は、以下により既に強調されている。G. Irmer Hg., *Die Verhandlungen Schwedens u. seiner Verbündeten mit Wallenstein u. dem Kaiser von 1631-1634*, Bd. I, Leipzig 1888 ND Osnabrück 1968, Einl. XXI, vgl. Bd. 2, 26.

¹¹⁰ Vgl. neben Goetze dazu M. Roberts, *Oxenstierna in Germany, 1633-1636*, in: *Scandia* 48, 1982, 61-97.

¹¹¹ Goetze, 148-257 の詳細な研究を参照せよ。

¹¹² よく知られた名文句。In: Axel Oxenstiernas skrifter och brevväxling, Stockholm 1888-1978, Serie I, Bd. 13, 587.

¹¹³ Vgl. Roberts, *Gustavus Rise*, 158-63, und ders., *Oxenstierna*, 77f.

¹¹⁴ K. Å. Modéer, *Gerichtsbarkeiten der schwedischen Krone im deutschen Reichsterritorium. Voraussetzungen u. Aufbau 1630-1657*, Stockholm 1975, 100-220.

¹¹⁵ G. Greflinger, *Der Deutschen Dreißig-Jähriger Krieg, 1657*, ND München 1983, 142.

¹¹⁶ Irmer, Bd. I, 140 におけるグスタフ・アドルフの同様の解決の端緒は、なおも普遍主義的競合と暫定的融和という別の歴史的文脈に立つものである。

Kapitel II.2

¹ P. Blicke, *Landschaften im Alten Reich. Die staatliche Funktion des gemeinen Mannes in Oberdeutschland*, München 1973. Vgl. den Forschungsbericht, 30-47, und unterscheidende Definition, 566. – K. Bosl Hg., *Der modern Parlamentarismus u. seine Grundlagen in der ständischen Repräsentation*, Belrin 1977.

² Vgl. allgemein besonders Lange [*U., Der ständestaatliche Dualismus, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 117, 1981, 311-34.*] und Asch [*R.G., Estates and Princes after 1648: The Consequences of the Thirty Years War, in: German History 6, 1988, 113-32.*] und die oben vorweggenannte Literatur.

³ Fugger-Zeitungen. Ungedruckte Briefe an das Haus Fugger aus den Jahren 1568-1605, Hg. V. Klarwill, Wien 1923, 3-5.

⁴ Ebd., 5.

⁵ Goethe, Egmont. Trauerspiel (1788), dazu Beethoven, Egmont op. 84 (1810), und vor allem: F. Schiller, Geschichte des Abfalls der Vereinigten Niederlande von der spanischen Regierung, Leipzig 1788, Buch 4 und Beil. I: Prozeß u. Hinrichtung der Grafen von Egmont u. von Hoorn (erhebliche Abweichungen nach anderen Quellen). Vgl. dazu K.-H. Hahn, Schiller als Historiker, in: H. E. Bödeker u. a. Hg., Aufklärung u. Geschichte. Studien zur deutschen Geschichtswissenschaft im 18. Jahrhundert. Göttingen 1986, 388-415.

⁶ Lademacher [*H., Geschichte der Niederlande. Darmstadt 1983.*], 67. 共和制的国家形態に至るまでの長くゆっくりとした等族による権力掌握の進展については次も参照せよ。H. G. Koenigsberger Hg., Republiken u. Republikanismus im Europa der Frühen Neuzeit, München 1988. Darin: N. Mout, Ideales Muster oder erfundene Eigenart. Republikanische Theorien während des niederländischen Aufstands, 169-94, sowie Koenigsbergers Schlußbetrachtung, 295.

⁷ Vgl. die Kritik von R. van Dülmen, Die Entstehung des frühneuzeitlichen Europa 1550-1648, Frankfurt 1982, 376, an Koenigsberger. Grundlegend zur innovativen Seite: Schilling, Republikanismus, der für die Mitte des 17. Jahrhunderts eine vor allem politisch moderne »Vorreitergesellschaft« diagnostiziert, 532, 499. Vgl. auch H. Schilling Hg., Bürgerliche Eliten in den Niederlanden u. in Nordwestdeutschland, Köln 1985, 1-32.

⁸ Vgl. Lademacher, 89. とはいえ「観念的迂回」は私には直線的であるように思われる。

⁹ Vgl. Schilling [*H., Der Aufstand der Niederlande. Bürgerliche Revolution oder Elitenkonflikt?, in: H.-U. Wehler Hg., 200 Jahre amerikanische Revolution u. moderne Revolutionsforschung, Göttingen 1976, 177-231*], 180, und die griffige Zusammenfassung auf neuestem Forschungsstand von H. Klüeting, Das konfessionelle Zeitalter 1525-1648, Stuttgart 1989, 253-76.

¹⁰ ネーデルラントの等族界入りを求めた進歩的ブルジョワジーのマルクス主義的な仲介をめぐる論争については、最終的に以下を参照せよ。K. Vetter, Wilhelm von Oranien, Berlin 1987, und H. Langer, Rez. Dazu, in: ZfG 37, 1989, 452f.

¹¹ Vgl. Geyl [*P., The Revolt of the Netherlands (1555-1609), London 1958²*], und Lademacher, 90ff.

¹² Schilling, Aufstand, 202ff.; vgl. ders., Eliten, 3.

¹³ Vgl. E. Deuerlein, *Föderalismus. Die historischen u. philosophischen Grundlagen des föderativen Prinzips*, Bonn 1972, 37-39. 彼はネーデルラントに関し「国家連合と連合国家の中間状態」と診断している（38頁）。Lademacherも同様である（78-80頁）。

¹⁴ Oestreich [*G., Der römische Stoizismus u. die oranische Heeresreform, in: ders., Geist u. Gestalt des frühmodernen Staates, Berlin 1969.*] 及び Hahlweg [*W., Die Heeresreform der Oranier u. die Antike, Berlin 1941.*] の古典的論考と並んでとりわけ Reinhard [*W., Humanismus u. Militarismus. Antike-Rezeption u. Kriegshandwerk in der oranischen Heeresreform, in: F. J. Worstbrock Hg., Krieg u. Frieden im Horizont des Renaissancehumanismus, Weinheim 1985, 185-204.*] を参照せよ。

¹⁵ Justus Lipsius, *De constantia* (1584), und vor allem ders., *Politicorum sive civilis doctrinae libri sex* (1589), Antwerpen 1623² (= Opera 8, 143-203).

¹⁶ Reinhard, *Humanismus*, 203.

¹⁷ Vgl. M. Behnen, *Der gerechte u. der notwendige Krieg*, in: J. Kunisch Hg., *Staatsverfassung u. Heeresverfassung*, 44, 63.

¹⁸ Kluebing, 275; H. Schilling, *Aufbruch u. Krise. Deutschland 1517-1648*, Berlin 1988, 409.

¹⁹ Vgl. Israel [*J. I., A Conflict of Empires. Spain and Netherlands 1618-1648, in: Past and Present 76, 1976, 34-74.*] und Parker [*G., Der Aufstand der Niederlande. Von der Herrschaft der Spanier zur Gründung der Niederländischen Republik 1549-1609, München 1979.*], 138.

²⁰ Vgl. G. Parker, *The Dutch Revolt and the Polarization of International Politics*, in: G. Parker u. L. M. Smith Hg., *The General Crisis of the 17th Century*, London 1978, 58.

²¹ L. Laursen Hg., *Danmark-Norges Traktater 1523-1750*, Kopenhagen 1916, Bd. 3, Nr. 38 und 620-637. Vgl. auch E. L. Petersen, *Defence, War and Finance. Christian IV. and the Council of Realm 1596-1629*, in: *Scandinavian Journal of History* 7, 1982, 277-313.

²² Vgl. Israel [*The Dutch Republic and the Hispanic World 1606-1661, Oxford 1982.*], 179ff., 267-70.

²³ Vgl. W. Hahlweg, *Barriere – Gleichgewicht – Sicherheit*, in: *HZ* 187, 1959, 59f., und Lademacher.

²⁴ Flugblatt »Eere zy God«, in: H. Lahrkamp, *Der Westfälische Friede. Zur Kurturgeschichte des Friedenskongresses (=Geschichte Original am Beispiel der Stadt Münster 12)*, Nr. 16, vgl. 11f.

²⁵ Vgl. die Zusammenstellung »Formen militärischer Gewaltenwendung unter Ludwig XIV.« bei Burkhardt, *Frühe Neuzeit*, 1985, 157. Vgl. für die Stände ebd. 199.